

東日本大震災により被災した者に対する  
入学検定料の特別措置制度について

学校法人東北文化学園大学が設置する東北文化学園大学では、東日本大震災で被災し、経済的に修学が困難となった受験生に対して、申請に基づき、被災区分に応じて平成28年度の入学検定料を免除する特別措置制度を実施いたします。

記

1. 被災区分及び特別措置内容

次の被災区分に該当する場合は、入学検定料の全額を免除するものです。

- ① 東日本大震災により主たる家計支持者が死亡または行方不明の者
- ② 東日本大震災により主たる家計支持者が所有する住居（持家）が全壊した者
- ③ 東日本大震災により主たる家計支持者が賃借する住居（借家）が津波により流失（全壊）した者
- ④ 東日本大震災時、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い政府指定の区域「帰宅困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に主たる家計支持者の住居（持家または借家）があり、長期にわたって使用できない者

※ 「家計支持者」とは、学生の保護者で家計を支える者のことをいう。

※ 「家計支持者が所有する住居」及び「家計支持者が賃借する住居」とは、学生の父母に加えて同居する祖父母が所有または賃借する住居を含む。

2. 申請方法

特別措置制度を希望する方は、原則として出願時に申請書等を提出してください。

ただし、やむを得ない理由がある場合は、出願する入学試験区分の入学手続期間最終日までに申請書等を提出してください。

なお、書類不備の場合は、申請書を受理しない場合がありますので、ご注意ください。

【必要書類】 ① 平成28年度特別措置制度申請書

② 被災状況に応じた証明書等

▼被災状況を証明する書類

被災状況	提出書類
主たる家計支持者が死亡または行方不明の方	<u>次のいずれかの書類を提出</u> ・死亡診断書または検死検案書等の写し ・戸籍抄本の写し（震災により死亡した旨が記載されたもの） ・震災により行方不明となっている旨を証明する書類 ・学生との続柄がわかる書類

<p>住居が全壊した方 (津波による流出含む)</p>	<p><b>次のすべての書類を提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>罹災証明書の写し</b> (公的機関が発行し、住居の被害状況が証明できるもの)</li> <li>・ <b>住民票の原本</b> (世帯者すべての続柄等が記載されているもので6ヶ月以内)</li> <li>・ 持家の場合は、東日本大震災時に<b>住居を所有していたことを証する書類</b> (「平成 22 年度の「固定資産税納税通知書」の写し、「納税証明書」「固定資産評価証明書等」)</li> </ul>
<p>原発避難している方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>被災証明書または罹災証明書の写し</b> (公的機関が発行し、避難指定区域居住者であることが証明できるもの)</li> </ul>

**【提出書類に関する注意事項】**

- ① 原則として提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- ② 審査期間中に、書類の追加提出を求められることがあります。その場合には指定された書類を必ず提出してください。

**3. 審査方法**

入学検定料の審査は、提出書類に基づき選考委員会において行います。

**4. 注意事項**

- (1) 申請内容で不明な点や提出書類について電話等で事情を確認することがありますので、本法人からの電話に対応してください。
- (2) 申請に伴う提出書類に不正等が確認された場合は、特別措置制度の決定を取消し、免除した入学検定料を納入していただきますので、ご注意ください。

**5. その他**

- (1) 出願時に申請書等を出願用封筒に入れて提出した場合は、入学検定料の納付は必要ありません。なお、入学願書提出後に本特別措置に申請した場合は入学検定料を返金しません。(申請受付期間：出願する入学試験区分の入学手続期間最終日までといたします。)
- (2) 大学入試センター試験利用入試（前期・後期）の出願者のうち、一般選抜試験（前期日程・後期日程）と同時に出願される場合は、一般選抜試験（前期日程・後期日程）の出願用封筒にのみ申請書類一式を同封してください。  
なお、その場合は、大学入試センター試験利用入試（前期・後期）の志願書の裏面に「特別措置制度申請」と朱書きしてください。

- (3) ご不明な点等に関して質問・相談がある場合は、お問合せください。

大学事務局教務部入試課      TEL 022-233-3374

以上